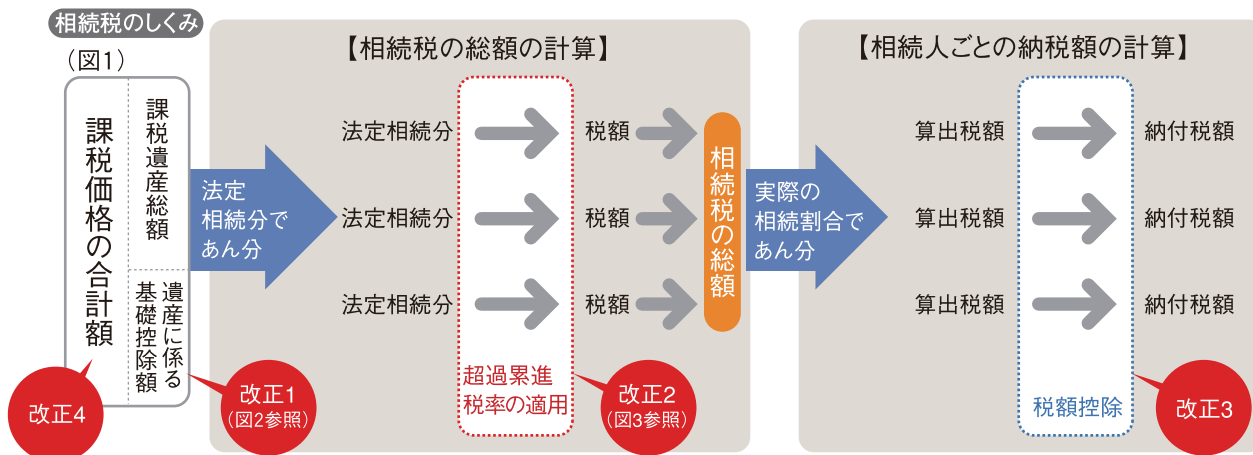


# 平成27年1月より相続税が改正されます。

相続税の基礎控除（非課税枠）が平成27年1月1日より減額され、相続税を納める方が増えます。基礎控除の減額だけでなく、主に以下4点の改正があります。（図1参照）



上記（図1の**改正1**）部分の「遺産に係る基礎控除額」の減額は、例えば夫が亡くなり妻と子供2人が相続する場合、現行の遺産8,000万円超が、4,800万円を超すと課税の対象となります。では、どの程度減額されるか？

※基礎控除の5,000万円が3,000万円へ、法定相続人1人当たり1,000万円が600万円へ減額されます。



また、基礎控除だけでなく課税財産に応じた税率も引き上げられ、**最高税率は現行の50%（課税財産額3億円超の場合）から55%（課税財産額6億円超の場合）**になり、課税財産2億円超から3億円以下の税率は**5%引き上げられ**、富裕層の税負担はますます重くなります。

（図3参照）（図1の**改正2**）

相続税の税率一覧表（図3）

各法定相続人の取得金額	【改訂前】税率	【改訂後】税率
～ 1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	30%
1億円超 ～ 2億円以下	40%	40%
2億円超 ～ 3億円以下		45%
3億円超 ～ 6億円以下	50%	50%
6億円超 ～		55%

※「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が、法定相続分に応じて取得したもののした場合の各人の取得金額をいいます。

ただ、今回の改正は基礎控除の減額や税率の引き上げといったマイナス面だけでなく、**未成年者と障害者の税額控除の引き上げ**（図1の**改正3**）や**小規模宅地等の限度面積が拡大**される（図1の**改正4**）プラス面もあります。

日経生活モニター調査によると、相続問題への意識を聞いたところ「不安がある」との回答が全体の45%と「不安はない（27%）」「不安はそれほどない（18%）」を大きく上回っており、相続や相続税について「すでに話し合った」人は19%、「話し合いたい、まだ話し合っていない」が59%という記事が掲載されていました。（2014/11/4付「日本経済新聞」）

今回の税制改正は、自分の財産評価がどのくらいあり、どのくらいの相続税がかかるのかを考え、ご家族で話し合いをするよい機会ではないでしょうか。  
（大阪北部農業協同組合顧問税理士 長谷川英光）